

浦河町立浦河小学校いじめ防止基本方針

平成26年 3月 6日制定

平成29年 2月10日改訂

令和 2年 2月28日改訂

令和 6年 2月28日改訂

令和 7年 3月28日改訂

◎「北海道いじめ防止基本方針」並びに「いじめ防止対策推進法」の第13条の規定により、この基本方針を定める。

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では、全ての教職員が、「いじめは、どの学校、どの学級でも起こり得るものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ子どもはいない。」という基本認識に立ち、全校児童がいじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるように「いじめ防止基本方針」を策定する。

2 いじめ防止・解消のための基本姿勢

- (1) 日常的に児童間の望ましい人間関係を構築しつつ、いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- (2) 子ども一人一人の自己存在感・自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) 子どもの心に寄り添う児童理解を基本にいじめの早期発見のための取組を計画的に継続して行う。
- (4) いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、校内はもとより、関係機関・団体、専門家などと協力して解決に当たる。
- (5) 学校と家庭が連携・協力して、事後の指導に当たる。

3 いじめの未然防止のための取組

学校は児童にとって安心安全な場でなければならない。

そのため、教師は児童の主体的な学びを具現化する授業を日々実践し、児童が学ぶ喜びや達成感を味わいつつ、集団の学びや他者との学びを通じて自己存在感や自己有用感を実感できるようにすることが大切である。

また、子ども一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。特に、道徳の時間を核として、全ての教育活動を通して「思いやりの心」「命の大切さ」についての指導を行う。また、日常的な児童間の望ましい交流や関わりを積極的に位置付け、児童が「相手との関わりや相手への思いやりの大切さや必要性」の経験を積み重ねさせる。さらには、いじめを許さない意識を育て、いじめを許せない理由を明確に言える児童を育む。

- (1) 学校生活全体を通して
一人一人がかけがえのない存在であることを常に児童に意識させるとともに、日常的な児童観察を通して、「かかわりと励まし」を基本としながら共感的な児童理解と指導を行う。
- (2) 学ぶ場「授業」を通して
わかりやすい楽しい授業を実践し、児童に学ぶ楽しさと喜びを実感させることを通じて自尊感情を育てるとともに、教え合いや学び合いを通じて自己存在感や自己有用感を味わわせる。特に「対話活動」による望ましい人間関係の構築を目指す。
- (3) 道徳教育の充実
学校の教育活動全体と密接な関連を図りながら、道徳的価値の補充・深化・統合を図り、価値の